

救命救急講習実施

2012年度 新たに教育訓練の項目に「救命救急活動を行える能力」を追加させて頂きました。AEDは本来医師だけに取扱が許可されておりましたが、平成16年7月1日「救命現場に居合わせた市民でも他に医師がいない状況においてはAEDを使用しても良い」と判断した厚生労働省の通達により、現在では、広く公共の場でAEDが設置されるようになりました。これにより人命救助は当たり前の事となってきております。

突然発生する怪我や災害に、家庭や職場で最善の応急手当や救命処置ができる知識と経験を身につけ実行することが必要と考え、今年から救命講習を教育項目へ追加致しました。

【実施日】5月12日（土）東京本社と東北営業所

【本社・東京】

目黒消防署と東京防災救急協会のご協力により普通救命講習（3時間コース）を31名で受講

①心肺蘇生法 ②AED操作方法 ③異物除去 ④止血法



1分間に100回程度繰り返す
心肺蘇生法



人口呼吸法



職員によるAEDの実演



二人ひと組で AED を使用する訓練
心肺蘇生→AED→心肺蘇生→人口呼吸
→心肺蘇生・・・



意識のない方の回復体位訓練

【東北営業所】

郡山消防署職員のご協力により約 2 時間受講



消防署職員から説明を受ける



呼吸の確認



一人ひとり心肺蘇生を行う



職員による AED の実演



一人ひとり実際に AED を使用する